

令和2年第4回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：令和2年12月9日（水）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 令和2年12月9日（水曜日） 午後1時28分～午後3時38分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	後 藤 健	副委員長	挽 野 利 恵
委員	古 谷 武 美	委員	佐 藤 文 子
委員	小 松 栄 治	委員	渡 邊 秀 俊
委員	金 谷 道 男		

欠席委員（0人）

遅刻委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：舩谷 祐幸	市民部長：和田 義基
総務部次長兼総務課長：佐々木 隆幸	秘書課長：山田 由紀子
総合防災課長：佐藤 大	財産活用課長：高橋 学
市民課長：高橋 直美	

議会事務局職員出席者

事務局主任：藤澤 正信

審議案件

- 第 1 議案第 2 1 0 号 大仙市役所部等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第 2 1 1 号 大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 2 1 2 号 大仙市督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 2 1 6 号 大仙市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 2 1 7 号 字の区域の変更について
- 第 6 議案第 2 1 8 号 秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 第 7 議案第 2 3 0 号 令和 2 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 5 号）
- 第 8 議案第 2 3 2 号 令和 2 年度大仙市荒川財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 請願第 1 7 号 大曲金谷町の水害対策に関する請願書
- 第 1 0 陳情第 4 8 号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書
- 第 1 1 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について

午後 1 時 2 8 分 開会

○委員長（後藤健） お疲れさまでございます。委員各位及び職員の皆さまには、大変お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査に当たっては、お手元に配付の審査日程表のとおりではなくてですね、大変すみませんけれども、あの、今しがた請願の方の現場の方を皆さんで見てもらいましたけれども、請願の審査をするに当たって、地域の住民の方々にお越しいただいておりますので、本来であれば請願の審査、一番最後なんですけれども、せっかく住民の方来ていただいておりますので、最初に請願の審査をしたいと思っておりますけれども、皆さんご異議、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） よろしいですか。ないようですので、審査日程表を変更いたしまして最初に請願の審査を行いたいと思っております。

なお、正確な会議録作成のため、発言の際はマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（後藤健） 審査に入る前に、当局からあいさつをお願いします。舛谷総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 委員の皆さまにおかれましては、現地調査に引き続きまして委員会の方を開催していただきまして、誠にありがとうございます。本日の常任委員会におきましてご審議をお願いいたします総務部の案件は、条例案2件、単行案2件、一般会計補正予算案及び荒川財産区特別会計補正予算案の計6件であります。内容につきましてはこの後、各担当課長から説明させていただきますので、委員各位におかれましてはよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） はい、ありがとうございました。

○委員長（後藤健） それでははじめに、請願第17号、大曲金谷町の水害対策に関する請願書を議題といたします。本件に関しまして、委員の皆さまからご意見等ございましたらお願いいたします。どうですかね。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 先ほど、現場の方を見てまいりました。で、課長の方からも説明が、いわゆる説明がありました。それらを図面と、住民たちのお話を聞いたところ、やはりこの文面であるとおりに、側溝の改良工事、それから周囲からの雨水の流れを保護する対策を取ってください、ということはもったもなことでございますので、それらを含めながら、これについては、私の口ではあれだけれども、賛成の意見でございますけれども、そのあたりを当局でもお含みの上、対策をしてやっていただけますようお願い申し上げたいと思っております。

○委員長（後藤健） はい、他に。異議なしですか。

今、採択すべきというような意見がありました。その他、皆さんから。

（意見する者なし）

○委員長（後藤健） 特に意見ないようですので、これよりこの件について採決をいたします。本件は、採択とすべきことにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、請願の審査は終了いたしました。この際お諮りいたします。採択した請願第17号、大曲金谷町の水害対策に関する請願書は、執行機関に送付し、その後の経過と結果の報告を請求したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) ご異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長(後藤健) それでは、次に、議案の方に入りたいと思います。

議案第210号、大仙市役所部等設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長(佐々木隆幸) 総務課長の佐々木隆幸です。よろしくお願ひします。はじめに、同席しております職員をご紹介します。総務班班長であります、三浦政輝主幹です。文書法制班の班長であります、柴田忠副主幹です。職員班の班長であります、中邑真人副主幹です。以上になります。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料ナンバー1の議案書、8ページと9ページをご覧くださいようお願ひいたします。

議案第210号の、大仙市役所部等設置条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

本案は、令和3年度に予定の、組織機構の見直しの実施に伴いまして、条例を一部改正するものでありまして、全部で6点あります。

1点目は、観光に関する事務、文化財に関する事務、スポーツに関する事務について一体して取り組むために、新しく「観光文化スポーツ部」を設置するものであります。

併せて、平成29年の大雨災害の復旧事業が完了したことに伴いまして、「災害復旧事務所」を廃止するものであります。

2点目は、今年度、企画部に新設したICT推進課であります。組織の見直しによりまして、来年度から総務部に移管することから、総務部の事務分掌に、「デジタル化の推進に関すること」の文言を加えるものであります。

3点目は、企画部に新しく、仮称ではありますが、「移住定住促進課」を設置することから、同部の事務分掌に「移住定住の促進に関すること」の文言を加えるものであります。

4点目は、経済産業部にある、交流課を企画部に移管することに伴いまして、同部の事務分掌に「地域間交流に関すること」の文言を加えるものであります。

5点目は、経済産業部に新しく、これも仮称ではありますが「花火産業推進課」を設置することに伴いまして、同部の事務分掌に「花火産業の推進に関すること」の文

言を加えるものであります。

最後に6点目ですけれども、新設となる「観光文化スポーツ部」の事務分掌に、「観光、文化財、スポーツに関すること」の文言を加えるものであります。

この一部改正ですけれども、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、大仙市役所部等設置条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） あの、委員会、部の設置条例で、スポーツ、文化財に関しては生涯学習部から外れるというふうなことになるわけですけれども、市長部局に移ることによって、これまで進めてきたスポーツ推進計画だとか、文化財の中で市民に関わる様々な交流事業とはまた別の、そうした、例えばスポーツでいけばライフステージに応じたスポーツ活動と健康づくりの推進とかっていうような、まあ、こうした事業があるわけですけれども、市長部局に移ることによって、こうした観光と交流に結びついた事業以外の市民の健康づくりとスポーツの推進というふうな事業が、きちんと行われるものなのかどうか、これまで同様な、スポーツ推進活動が図られるものなのかどうかというあたりをどう考えているのか。

もう一点は、文化財あるいはスポーツ振興課に所属する職員の数は、それぞれ7、8人とかっていらっしゃるわけですけれども、この部に、市長部局に移ることによってその体制はどうなるものなのかどうか、教えてください。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） 佐藤文子委員のご質問にお答えいたします。

二つありますけれども、まず1点目の、これまでの市民に関わる事業についてでありますけれども、原則、現在の各事業を継続していくことと、現在は捉えております。ただ、やってみて、大仙市の事務事業の見直しとか、色々と見直しを図っております。今後、見直し等が図られる場合はありますけれども、現在引き継ぐ場合、新設に当たっては現行の事業を全て引き継ぐこととしております。

2点目の、職員の数でありますけれども、これも現段階では同じような人数を配置したいですけれども、今後の、今年の人事異動によりまして、調整がいくらか入るかと思っておりますけれども、現段階としては事業も変わりませんので、それに合った適正な人員配

置をしたいというふうに考えております。

○委員長（後藤健） よろしいですか。他に。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 二つほど。一つは、花火推進課について、を設けると、専門にやると。これからの構想については、どういう推進方で、これ以上の花火を推進して観光に結びつけていくもんなのか、このあたりの具体策、一つに二つ、あったらお知らせ願いたい。そして、この推進課によって、市役所の方でも花火の方さ応えるために努力すると思うんですけども、その方法についてですよ、できだならば手順も含めながら教えてくださいな。今の現状よりどうやって大きくしていかれるものなのか、推進することには前に進むってことだがらすよ。そのあたり、あったらひとつ。

それと、もう一つは、今あの、佐藤文子さんもお話しておりましたけれど、文化財に関する事、これ今まで、この前も部長さお話ししたけれども、旧仙北町にある文化財関係について、今度、こっちの方さ持ってくるつつうことだと思われまうけれども、違うが。そのあたりだ、本所さ、そのあたり。我々分からないんだ。文化財の関係でな。だから、そのあたりをどうやってこなすもんなのかなと思ったりしております。合わせで、生涯学習課で今まで行ってきた芸術文化関係のものについて、整合性があるわけっすな、関係が。文化財については。そのあたりの、あっちゃ行ったりこっちゃ行ったりしなければならぬとなればうまくないので、そのあたりのこと、きちっと住み分けしてでざるもんなのか。その二つ、お願いします。

○委員長（後藤健） はい。えっと、最初の、その花火推進に関する事っていう質問がありましたけれど、その点、どうですかね。答弁大丈夫ですか。はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） ちょっと一回、休憩をお願いします。

○委員長（後藤健） 暫時休憩します。

（午後 1 時 4 2 分 休憩）

（午後 1 時 4 4 分 再開）

○委員長（後藤健） それでは審査を再開して、答弁を求めます。佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） 小松委員のご質問にお答えします。

まず、最初の 1 点目、花火推進課の方の件ですけれども、こちらの方は、これまでは花火といいますと、観光メインに、主体に色んな事業を進めておりましたけれども、今

後は産業という面も含めまして花火の観光と産業と、両輪で進めていく体制を考えております。こちらの方ですけれども、実際の進め方ですけれども、第2期の花火産業構想にガイドラインがありまして、アクションプランもあります。それに、当面は従っていく予定であります。ただし、アクションプランについても見直しを図られることになっておりますので、その都度、適宜見直しを図っていく、そういう進め方をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、2点目の文化財についてでございますけれども、文化財の職員の配置ですけれども、現段階では、今あの仙北庁舎の方にありますけれども、そちらの方が、やはり作業を行うためにもどうしてもあの場所でないとできないというところがありますので、現段階では、文化財の作業等については、メインはあちらの、現在の仙北庁舎の方で行うこととしております。

それから、芸術文化の方の住み分けの関係ですけれども、委員ご指摘のとおり、あちこちこう行ったりしないように生涯学習部の方で住み分けをしておりますけれども、現課の生涯学習部で行っている事業につきましては現行のとおり、ただ、市長部局に移るものも若干あるかもしれませんので、そちらの方は、現段階ではその住み分けを行っているところであります。うちの方で聞いている情報では、現段階ではまず、ほとんど大半がまず生涯学習の方で担っていく部分が、事業があるんでないかなというふうに聞いております。

○委員長（後藤健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 一つ目の、花火の方ですけれども、いままでの軌道さ、やって観光というより産業をこんだ、やっていぐど。これについて、産業となれば、もちろん花火の人方、ここである5社、あるすな。それあたりのごとの意見等調整も必要だと思うんで。産業は、利益関係からもちろん花火についての大きさ、もちろん観光さ引っかかってきます。人の人数の住み分け等と、舞台となる場所との関係、そしてあと、年間の商売であれば、何々のやって利益をやるとかって、これが産業の目的だすおな。それをどこまで市が市の方で加わるもんなんだか、必要だと思いますよ。なぜかと言うとすよ、あれだけ素晴らしい花火はねすおな。ただ、金食い虫でもあります。そのあたりの住み分けも、この厳しいコロナ上のなかで、これからそういうふうにそうやって住み分けしていくことも結構なことだけれども、そのあたりもその業者ど、それど考えながら、業者の方で、あまりにも市の方に偏りすぎますと、げたを預けてしまいますと、その人方

の、大変不調法だすでもすな、やっぱりやる気も起こさなくなるすおな。して、最終的には利益が重なってくるものなので、観光事業の場合は、市の方でやっていいでも、産業となれば大変なもんだすおな。ちゃんと話し合いの上で、やっていってもらわなければ、あまりにも市の方で負担が大きくなると。それを頭さ入れてやらなければならないと思いますので、よろしくご協議していただければなど。

で、二つ目のものについては、文化財を今までどおり旧仙北町の方へ置いてあると、あの場所しかねど。でもこの間、私、関連あるすおな。もちろん総務ではアーカイブズ関係も、保存関係もあります。ただ、文書ど見るもの、固形のものとはまた違います。また、現在あるものの中で、建っているもの、その土地さ、ものの他にだす。建造物等についても違います。そのあたりもちゃんとあの協議した上ですよ、やらなければ、あっちゃ行ったりこっちゃ行ったり、大変不調法だでも、仙北まで行くっても我々大変だす。んだがら本所の中であれば良いなど思っているわけすな。だがらそのあたりはひとつ、旧仙北なんて、あっこ空いてるがらうんぬんで平等にあっこ使うなんてごども、必要だかもしれね。だどもそのあたりもよ、やっぱり考えながらやっていただければ、来る人もあれしても相談するにしても、こさ来て、仙北さ行ってけれって言うすべった。そうでねぐしてもらいでってごどだすおな。そのあたりご答弁お願いします。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） 小松委員のご質問にお答えします。

二つの質問ですけれども、どちらの方につきましても、花火と産業、それから文化財の関係につきましても、関係者、それから行政、それから市民の皆さまとの、こう、連携を取りましてですね、進めさせていただきたいと思います。小松委員のご指摘、本当にありがとうございます。

○委員長（後藤健） はい、どうぞ。

○委員（小松栄治） たぶんテープさ残ってるべから、それを繰り返し、聞いてながら、私だちなほとんど忘れでらんだようなものな、細かいどころも兼ねてすよ。こんだ商売があるもんだがらそれでだす。どごまで踏み込んだら良いのかと、このあたりは産業の方、文化財の方については、やっぱりあっちこっちさ分散へば、やっぱりなんたっただって利便性もなくなるし、そのあたりも踏まえながらせ、どんどんどん、こんだ、文化財的なものになってくるんだよ、あるものについてはな。だからそのあたりをきちんと構想立てて、やっていただければなという要望を含めて終わります。

○委員長（後藤健） はい、他に質疑のある方。はい、金谷委員。

○委員（金谷道男） あの、文化財とスポーツに関すること、教育委員会から市長部局さ行くごどだでも、それに伴って支所との関係、例えばスポーツ、今、文化の関係の話だけでも、文化については従来どおり教育委員会でやると、ということだとも思うでも、スポーツについても、市民スポーツは教育委員会でやる、観光さつながらようなイベントみたいなものは市長部局でやるというようなそういう住み分けをするところなのか、含めて全部、市長部局でいって、実際に支所と関連するところっていっぱいあると思うんだな、無形文化財のこととかもあるので、そういったどぎ、これまでは教育委員会の機関が支所の中に公民館っていう教育委員会の関連機関があって、たぶんそこでやってきたと思うんだな、今度これが市長部局に行ったらなれば、そこのところどう整理つけるつもりでいるのかなということをお尋ねします。

○委員長（後藤健） はい、佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） 金谷委員のご質問にお答えいたします。

新設する部でありますけれども、今度は市長部局になります。大半のスポーツに関することとか、それから文化に関すること。市長部局に移行しますので、原則としては市長部局の方で行うこととなります。よって、支所の方についても、市長部局の方の管轄になりますので、そちらの方で事業をやります。ただし、どうしても教育委員会でやるべき事業があると思います。それについては生涯学習を中心に、それから支所の方については公民館を中心にそういった事業が行われる事になると思います。

○委員（金谷道男） あの、ということは、支所の職員構成と公民館の職員構成って今までであったわけだけでも、そこの数字の動かし方もあるというふうに考えているのがな。

○委員長（後藤健） はい、次長。

○総務部次長兼総務課長 ただ今の金谷委員のご質問ですけれども、任命権者が違いますので、そこはどちらでも対応事務ができるように、併任辞令の形を取らせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（後藤健） よろしいですか。はい、金谷委員。

○委員（金谷道男） たぶんそういう答えだべど想定して聞いたんだけど、併任辞令ってすごく数字合わせはいいかもしれないけれども、昨日の文子さんの質問でもねども、やっぱり公民館は人づくりのための仕組みなので、公民館てな。それからこの、スポーツ文化も人づくりに使える部門なので、そこあたり、よっぽどよく連携取って、市民の

人方さは違和感なく、庁舎内の話なので、役所の中の話なので、その結果があまり市民の方に理解してもらえなかったとか、さっぱり効果上がらないってば、これは大変なので、ここは慎重に、現場さ効果が出るようにやっていってほしいなと思います。

あの、ちなみに県の方も、これだいぶなるんだな、こうなってから。でもやっぱり、当初は付き合うの大変なくらい、ぎくしゃくしてらったので。あの、観光で活用するのもいいども、その前段に、市民の人方がそういう力を持ってないと利用もできないので、ぜひそこらも含めて、やるのであればしっかりとやってほしいなと思います。

○委員長（後藤健） はい。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） ちょっとあの、中身の問題と違いますけど、社会教育法に定めるこの生涯学習、スポーツ、文化も含めて、生涯学習で何十年って取り組んできたこの教育行政事務から、ぽーんとスポーツと文化財を市長部局に移すと、この構想自体は、いつ頃から話されたのかと。これまでの答弁を聞いていると、まだまだかっちりとした、やっぱりこの部の違いの割には、なかなかどぎまぎぎくしゃくしたようなところがあって、はっきりとこうなるんですというようなものが明確になってないような感じで受け取りました。そういう意味で観光と交流に結びつけた、スポーツ、文化財の活用というようなものを柱にしろというふうなようなことで動き出したのは、具体的にいつ頃からですか。

（雑談あり）

○委員長（後藤健） 答弁よろしいですか。はい。次長

○総務部次長兼総務課長（佐々木次長） 佐藤文子議員のご質問にお答えいたします。

いつごろから議論されたかということですがけれども、今確認しましたけれども、昨年度の見直しの中でもこういうことをやろうかなと、それがきっかけとなっております。ただあの、国の方ではですね、その前から色んな観光庁、文化庁の方で色々一緒にやったほうがいいんじゃないかという指針が出されております。それを受けましてですね、色んな全国の自治体が行っているところでもありますけれども、実際にうちの方では昨年度からこういう方針に従った一体化を考えております。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。どうぞ。

○委員（佐藤文子） まあ、金谷議長もおっしゃいましたけれども、こういう文化財の取り扱い、スポーツの推進、やっぱこれはほんと人づくりに欠かせない教育の問題ですので、市長部局にこう、移ったからといってこの分野を軽視するようなことは絶対にしな

いようにということだけは申し上げておきます。

○委員長（後藤健） 答弁よろしいですか。佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） 佐藤文子委員のご質問ですけれども、本当におっしゃってることはごもっともだと思います。ご指摘の方踏まえましてですね、4月1日に向けての取り組みを行っていきます。それから、この件につきましては、佐藤文子議員以外にも小松議員それから金谷議員からもご質問いただきました。皆さま方からご提言いただきましたことを踏まえましてですね、うちの方で協議を進めて、4月1日に向けて体制を作っていきますので、よろしくご理解の方、よろしくお願ひします。

○委員長（後藤健） はい、他に質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） よろしいですか。なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 続きまして、議案第216号、大仙市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） 議案書の方は、22ページから29ページをご覧いただきたいと思います。22ページから29ページになります。

議案第216号の、大仙市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

本案は、令和3年度に予定しております「組織機構の見直し」の実施に伴いまして、条例制定するものであります。教育委員会の権限に属する事務のうち、スポーツと文化財に関する事務を、市長部局に移管するための条例整備を行うものであります。

第1条でありますけれども、施行期日でありまして、令和3年4月1日から施行する

こととなります。

第2条は、大仙市の運動広場について。

第3条は、神岡中川原運動公園について。

第4条は、神岡農村広場について。

第5条は、仙北健康広場について。

次のページとなります。

第6条は、大曲スキー場について。

第7条は、体育館について。

第8条は、武道館について。

第9条は、サン・スポーツランド協和について。

それから、26ページとなりますけれども、第10条は、これは神岡にありますプール、B&G海洋センターについて。

第11条は、野球場について。

第12条は、テニスコートについて。

第13条は、西仙北スポーツセンターについて。

第14条は、グラウンド・ゴルフ場について。

28ページとなります。

第15条は、文化財について。

第16条は、払田の柵総合案内所について。

第17条は、市史編纂について。

第18条は、旧池田氏庭園について。

第19条は、旧池田氏庭園の保存整備審議会について。

以上のものを、市長部局に移管するための条例整備であります。

最後に、第20条でありますけれども、こちらは経過措置を定める条文となります。

以上、教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について、ご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 教育委員会からの報告は異議なしというようなことだったんです

が、委員会からの意見だとかそういう特徴あったら教えていただきたい。どういう議論になったのでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） 佐藤文子議員のご質問にお答えいたします。

現総務課におきましては、教育委員会の審議内容なり意見等というものについては、ちょっと把握されておりません。申し訳ございません。ここでお答えできるものはございませんので、ご了承いただきたいと思えます。

○委員長（後藤健） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） これはあの、市長部局に移すというふうなことを題材にした委員会の議論になったわけでしょう。そうすれば、報告はこちらに当然、添付した上で、本当は議案の審議で異議なしと認められたものでありますというようなことも、本当はこの委員会にかけた以上は、出さねば。

○委員長（後藤健） よろしいですか、文子さん。

どうぞ。

○委員（金谷道男） あの内容は、うちの方が法律的に教育委員会さ、「こういう議案が今出てくるども、あなたたちは異議ありませんか」というごとをお諮りしたものの答えな、あれは。あの、私報告したのは、教育委員会さ、今こういう条例改正出てきてらでもこの条例改正してもいいが、悪いが、あなたたちの意見を聞かなければ私たち議決できませんということを出してやった返事があれだったんすよ。会議録とかって、付けてはきてねす、おらほさは。会議録取るとこまでなのかな。ただ、今の質問がもし、教育委員会で、移そうという相談をしたづぎの議論なんただったがをこうやって聞いているんなば、もしかせばあるがもしれねがら、答えてもらいたい。

○委員長（後藤健） すいません、暫時休憩しますね。

（午後 2 時 7 分 休憩）

（午後 2 時 8 分 再開）

○委員長（後藤健） はい、いいすかな。それでは再開をいたしまして、今、佐藤委員の質問の趣旨としては、教育委員会の方ではどういう意見が出されたのか、どういった議論が出されたのかというところだと思いますので、そのへんの答弁をお願いします。

はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） 佐藤文子議員のご質問にお答えいたします。

今回の教育委員会に関する、市から条例を制定することについてどうかという、そういうことですが、これについては、同意します、異議なし、ということで回答文もらっております。その委員会の中のどういう意見があったのかと、そういう内容についてはこちらの、市の方には通知されておりませんので内容についてはお答えかねます。ちょっと分からないという状況になっております。

○委員長（後藤健） よろしいですか、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 教育委員会というのは非公開ではないと思いますので、いずれ公開された内容は聞かれた場合には答えなければならないので、あらかじめ準備をしておくのも一つのこの議案に望む当局側の取るべき態度なのではないかなと思います。いいです、取り下げます。

○委員長（後藤健） いいですか、他に。

（雑談あり）

○委員長（後藤健） 発言ある場合は挙手の上、お願いします。

よろしいですか、他に。はい、渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） これよ、さっきも出だったでも、現場の担当者が教育委員会と市長部局になったときに、現場って公民館、こごでも教育委員会やってらでも、市民はよ、なんとでもいいわけよ。借りだり、申し込んだりするづぎに、俺、係でねんて、なんてそういうごどないように。なんと、これ変わったっけ、文句集中するというようなことのないように、さらに使いやすい施設になるように、お願いします。

○委員長（後藤健） 答弁はいいすな、へば。他に質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（討論する者なし）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

○委員長（後藤健）　続きまして、議案第217号、字の区域の変更についてを議題いたします。当局の説明を求めます。佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸）　議案書の方ですけれども、30ページから35ページまでをお願いします。

議案第217号の、字の区域の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、太田地域の「小神成太田地区農地集積加速基盤整備事業」の実施に伴いまして、従来の地形が変更され、整理後の区画に合わせて、字の区域を変更する必要があります。

事業実施主体であります秋田県知事から、字区域の変更の依頼がありましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、お手元にお配りの、総務課作成の総務民生常任委員会資料、サブタイトルが「字の区域の変更について」、こちらの方をご覧下さるようお願いいたします。表紙をめくってもらい、1ページ目は、位置図になっております。

ピンク色に着色された部分が、事業実施区域であります。太田地域の太田支所及び太田中学校の東側、こちら、大台スキー場に向かったエリア一帯になります。面積が、約160町歩になります。

次に、2ページ目をご覧いただきたいと思えます。字界を変更する区域の全体図になっております。

着色部分が、字名を変更する区域でありまして、黒線が変更前の字区域、赤線が変更後の字区域になります。

変更の対象となる字については、太田町の横沢字、斉内字、太田字、小神成字、東今泉字の一部となります。

以上、字の区域の変更について、ご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○委員長（後藤健）　はい、説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健）　はい、よろしいですか。ないようですので、質疑を終結いたしま

す。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(後藤健) 続きます。議案第218号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長(佐々木隆幸) 議案書になりますけれども、36ページと37ページをお願いします。

議案第218号の、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてをご説明申し上げます。

本案は、本市が加入する同組合におきまして、構成団体である「能代市山本郡養護老人ホーム組合」の名称が、「三種八峰養護老人ホーム組合」に変更されることに伴いまして、組合規約の一部改正が必要になったことから、地方自治法の規定により、関係地方公共団体と協議を行うことについて、議会の議決を求めるものであります。

この規約変更は、秋田県知事の許可を受け、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、議案について、ご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(後藤健) はい、説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) はい、よろしいですか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論する者なし)

○委員長(後藤健) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(後藤健) 続きまして、議案第230号、令和2年度大仙市一般会計補正予算(第15号)を議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長(佐々木隆幸) 議案第230号、令和2年度大仙市一般会計補正予算、これは第15号になりますけれども、このうち、総務課所管分につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバー3、大仙市補正予算書〔12月補正②〕の13ページをお願いいたします。

2款の総務費の歳出予算になります。

最上段の科目になりますが、款項目は2款1項1目、事業番号は10番、職員研修及び厚生費であります。

補正理由であります。新型コロナウイルス感染症の拡大により、首都圏から講師を招いて行う職員研修、それから、秋田県内あるいは県外で予定されていた職員研修が中止となったことから、それに係る経費を減額補正するものであります。

補正前の額から536万4千円を減額し、補正後の額を1,069万円とするものであります。

財源内訳であります。21万5千円が、その他の特定財源になっておりまして、残りは一般財源になります。

見ていただいている予算書のちょうど上のページ、12ページになりますけれども、中段に歳入予算の、諸収入の中の雑入、その中の節が16番の助成金の説明欄に、四つの事項が記載されております。

そのうち、3番目に記載の、市町村振興協会研修費助成金、21万5千円が減額補正の特定財源になります。この助成が無くなるということになります。

下の13ページに戻りまして、右側の、節の欄になりますが、職員が県内外の研修に参加する旅費について、192万1千円を減額。

また、市が講師を招いて実施する職員研修の委託料について、310万9千円を減

額、県外で実施の職員研修の参加費負担金として、33万4千円の減額。合わせまして、53万6千4百円の減額補正になります。

以上、総務課所管の補正予算につきまして、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます、説明を終わります。

○委員長（後藤健） はい、次に、山田秘書課長。

○秘書課長（山田由紀子） 総務部秘書課の山田です。よろしくお願いたします。

同じく補正予算第15号のうち、秘書課所管分について説明いたします。

資料は同じく13ページ下段をご覧ください。

2款1項15目10事業、秘書管理費、231万円の減額補正であります。

内容といたしましては、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、県外等への出張を見送ったことから、旅費の一部150万円を減額するものであります。

また、全国花火競技大会が延期となったことから、来賓用機材代、全額の81万円を減額補正するものであります。

次に、2款1項15目11事業、市長交際費は100万円の減額補正であります。市長交際費につきましても、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、各種事業やイベント、講演会等の開催が見送られたことから、市長交際費の一部を減額するものであります。

以上、秘書課所管分について説明を終わります。

○委員長（後藤健） 次に、佐藤総合防災課長。

○総合防災課長（佐藤大） 総合防災課、佐藤でございます。説明に入る前に、同席しております職員をご紹介します。総合防災班長の藤田主幹です。

それでは、議案第230号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第15号）の総合防災課所管分についてご説明いたします。資料は、引き続き資料ナンバー3、18ページをご覧くださいと思います。今回、減額の補正をお願いする事業は、9款1項4目10事業の水防訓練等経費でございます。毎年6月の第1日曜日に開催しております水防消防講習会を、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の影響によりまして中止としたためでございます。その開催に要する経費143万2千円について、減額補正を行うものでございます。内訳としましては、消防団員の費用弁償400人分で140万円、講師の謝礼が1万円、トイレのリース料が2万2千円となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申

し上げます。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） よろしいですかね。はい、ないようですので、質疑を終結いたします。なお、討論、表決については、後ほど市民部と一括して行うことといたします。

○委員長（後藤健） 続いて、議案第232号、令和2年度大仙市荒川財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。当局の説明を求めます。高橋財産活用課長。

○財産活用課長（高橋学） 財産活用課の高橋です。よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、本日同席しております職員を紹介いたします。管財班班長の茂木和久主幹です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第232号、令和2年度大仙市荒川財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

資料は、資料ナンバー3、補正予算書〔12月補正②〕の、35ページから41ページまでをご覧ください。

今回の補正は、協和地域の荒川財産区が所有する土地の売却収入による歳入と、売却に伴う入会権損失補償費及び荒川財産区基金積立金に係る歳出について予算の補正をお願いするもので、歳入歳出それぞれ448万円を追加し、補正後の予算総額を595万2千円とするものであります。

内容につきましてご説明申し上げます。

はじめに、売却となった土地につきましては、昭和49年に締結した「大型畜産経営貸付収益についての覚書」に基づきまして、畜産経営事業者に対する土地の貸し付けと、貸し付けにより生じる土地の貸付料収益を、入会権に基づきまして地元、水沢部落と稲沢部落にそれぞれ2分の1ずつ配分を行ってきた経緯を持つ土地でございます。

今般、売却することとなった経緯でございますけれども、土地を借り受けしていた事業者が、昨年4月に負債を抱えたまま業務停止をしまして、その後、破産手続きが行われております。

当該貸付地には、借り受けしていた事業者により建設された畜舎など複数の建物が取り残され、残留した建物の取り扱いが課題となっておりますが、東京に本社を置く全

農畜産サービス株式会社が、残留した建物も含めて土地を取得したいとの意向があり、今般売却に至ったものであります。

なお、売却により生じる土地売却収入の取り扱いについては、地元、荒川財産区管理会の総意によりまして、売却価格の2分の1となる224万円を入会権損失補償として水沢及び稲沢部落に、残りの224万円を荒川財産区基金に積み立てるものとして、予算の補正をお願いするものであります。

以上、令和2年度大仙市荒川財産区特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 聞き逃したけれども、何ヘクタールだべ、これ。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○財産活用課長（高橋学） 小松委員のご質問にお答えいたします。

面積につきましては、3万9,946平方メートルということで、約40ヘクタールというふうになっております。

○委員長（後藤健） 他に。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） すみません。建物付きで土地を買ってくれた全農なんとかって本社のある会社は、この土地を買って今後どのような利用をされるのかどうか、聞いたことがあるでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○財産活用課長（高橋学） こちらの方の土地を使いまして、全農畜産サービスの方では、乳用牛、オーストラリアから空輸して、導入するというふうには伺っております。輸入した乳用牛につきましては、当分、種付けをしまして妊娠牛として乳用牛を売却するという話を伺っております。いずれは、搾乳を目的としたメガ団地の形成も検討しているというふうには伺っております。

○委員長（後藤健） はい、他に質疑のある方。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（討論する者なし）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、当局説明員の交代に伴い、暫時休憩いたします。

再開は、10分ほど休憩しましょう。

（休憩 午後2時29分）

（再開 午後2時40分）

○委員長（後藤健） それでは審査を再開いたします。

審査に入る前に、当局よりあいさつをいただきます。和田市民部長、お願いいたします。

○市民部長（和田義基） 大変お疲れさまでございます。現地調査、それから総務部の案件に引き続いてのご審議となりますが、お疲れのことと存じますが、よろしくお願いいたします。

まずは、ご報告でございますけれども、11月より開始しておりますマイナンバーカード普及促進事業についてですが、11月の申請件数は3,230件。累計件数では1万8,521件となっております。申請率では、先月より4.01ポイント挙がっておりまして、県内でも一番上がっているということになりますけれども、11月末現在で23.4パーセント、県内13市中10月までは9番目でしたけれども、今4番目に上がりました。ということで、一定の成果が出ているものと考えております。また、12月1日の基準日に既にカードを取得されている方につきましては、1万2,852人の方に、この方については3千円の商品券を、明後日12月11日に発送することとなっております。取得率30パーセントの目標に向かひまして、引き続き取得促進に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

さて、今次定例会に上程しております市民部所管の議案のうち、本日の委員会に付託されている案件は、地方税法施行令の改正に伴います、大仙市国民健康保険税条例の一

部を改正する条例の制定、それから、地方税法の改正に伴います、大仙市督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定の2件の条例案と、一般会計補正予算（第15号）のうち、戸籍総合システム更新経費に係る債務負担行為の追加補正1件でございます。

このあと、所管する課長が説明いたしますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

○委員長（後藤健） はい、ありがとうございました。

これより、当委員会に付託された事件について審査いたします。なお、説明は座ったままで結構です。

○委員長（後藤健） それでは、議案第211号、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。今野次長。

○市民部次長兼税務課長（今野清一） 税務課長の今野です。よろしくお願いたします。ご説明の前に、本日同席しております説明補助員を紹介させていただきます。税務課市民税班班長、佐藤参事です。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ご説明させていただきます。

資料ナンバー1、議案書10ページから12ページをご覧願います。

議案第211号、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、「地方税法施行令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。改正内容につきましては、ご説明申し上げますが、改正条文につきましては割愛させていただき、改正要旨について、ご説明させていただきますので、ご了承願います。

改正内容につきましては、7割、5割、2割軽減判定所得の基準控除額を33万円から43万円に引き上げるものであります。

また、給与控除と年金等控除が適用される被保険者が複数いる世帯の場合には、給与所得者数から1を減じた数に10万円を乗じた額が加算されます。

これは、給与控除と年金等控除が、10万円引き下げになることにより、軽減判定で不利益変更につながらないようにするためでございます。

施行日につきましては、令和3年1月1日から施行し、令和3年度以後の国民健康保

険税から適用するものであります。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） よろしいですか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（討論する者なし）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 続きまして、議案第212号、大仙市督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。山本債権管理課長。

○債権管理課長（山本聡） 債権管理課の山本です。よろしくお願いいたします。

ご説明の前に、本日同席しております説明補助員の紹介をさせていただきます。債権管理課収納班班長の原参事です。同じく滞納整理班班長の森川主幹です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ご説明いたします。資料ナンバー1、議案書の13ページと14ページをご覧ください。議案第212号、大仙市督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、延滞金割合の特例に係る規定を整備するものであります。改正内容についてご説明申し上げますが、改正条文については割愛させていただき、改正要旨についてご説明いたしますので、ご了承願います。

この条例は、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他、税以外の市の公法上

の収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関し、必要な事項を定めたものでございます。公法上の収入金の督促、滞納処分等は、地方税の例により行うことが求められておりますが、「令和2年度税制改正大綱」に基づき地方税法が改正されたことから、同法に準じている延滞金割合の特例に係る規定において、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めるなどの所要の規定の整理を行うものであります。

この改正は、令和3年1月1日から施行するものであります。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（討論する者なし）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 続きまして、議案第230号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第15号）を再び議題といたします。当局の説明を求めます。高橋市民課長。

○市民課長（高橋直美） 市民課の高橋でございます。説明に入ります前に、本日同席しております市民課職員をご紹介します。市民班班長の関参事でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第230号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第15号）のうち、市民課所管分についてご説明いたします。

始めに、資料ナンバー3の、令和2年度大仙市補正予算書〔12月補正②〕の6ペー

ジをご覧願います。

戸籍総合システム更新経費として、債務負担行為の設定をお願いするもので、期間を令和2年度から令和8年度までの7年間とし、限度額を2,119万3千円とするものでございます。

内容といたしましては、お配りしております、市民課説明資料の方をご覧願います。

1ページ目をお開き願います。波線の部分でございます。

戸籍総合システムは、令和3年8月末で更新時期を迎えます。システムイコール戸籍原本であるため、老朽化した機器では戸籍原本の安全性が確保できないことから、来年度には、必ず機器更新が必要であると考えております。

また、これまでの戸籍総合システムは、自庁に戸籍サーバーを設置し、戸籍データを保管・利用してまいりましたが、国から「市町村の戸籍情報システムについて、クラウド化を進めることが妥当」との方向性が示されていることから、次回の更新の際には、データセンターに戸籍サーバーを置いて運用する、クラウド方式に移行させていただきたいと考えております。

クラウド化するためには、システム構築に8カ月ほど期間を要することから、令和3年1月には作業に取り掛かる必要がございます。今般、システム構築に係る経費について、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

2ページをご覧願います。クラウド化のメリットでございますが、①セキュリティが強化されること、②としまして、障害発生時のシステム対応が迅速であること、③として、システム運用の負担軽減と迅速性が図られること、④としまして、将来的なイニシャルコストの削減が図られること、などでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。よろしいですか。はい、挽野委員。

○委員長（挽野利恵） すみません、このクラウドの戸籍サーバーの、これは国で設定しているところに、情報を預けることですか。これ見れば、「国からクラウド化を進めることが妥当」とあるので、これは国の方でこういうシステム使ってくださいというふうな指示があったものかというのが一つ目と、あとこれ、このシステムにアクセスする際の、まず今、市民課とか支所とか色々あるかと思うんですけれども、そのアクセス権

の数とアクセスできる人がきちっと管理されているかということについてお聞きしたいです。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか、市民課長。

○市民課長（高橋直美） 国の方から指示があったのかという点でございますけれども、クラウド化するといいますが、国のサーバーということではなくて、それぞれの業者が持っていますか、システムを使っているところで開発しているクラウドっていうか、データセンターの方に預けるといったような形になります。それから、アクセス権の数ということですが、アクセス自体は、特殊なセキュリティがしっかりした暗号化されたものを使って、インターネット回線を通して運用するような形になりますけれども、そちらの方につきましては、扱える者というのが、職員に限られておりまして、クライアントというかパソコン自体も今は各支所2台ですが、クラウド化した後は各支所に1台ずつ、あと本庁の方には今7台ですが、ちょっとこちらの方が取扱件数多いということで、8台ということで、その端末でなければ使えませんし、パスワードもしっかり管理して、定期的に変えて他の職員は使えないような形になっておりますので、そういった面では今以上に危険では無くなると思いますか、安心したことになります。データセンターの方も、今よりも堅牢な建物で、24時間しっかりと監視されておりますし、入退室も簡単にできない指紋認証とかありますので、そういった面でも安心かと思われま。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。

他に質疑のある方は、はい、小松委員。

○委員（小松栄治） クラウドシステム、今までのシステム化はまず自治体で、この特設のサーバーあって、それから直接こう住民とかさ、わけです。

こんだへば、クラウド化っていうのは、移行する、その意味すよ。

だから、クラウド化をした後に、ってこう書いてらすべ。このクラウド化っていう意味すよ。なんと解釈したらいいもんだか、分がらねでだな。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○市民課長（高橋直美） クラウド化の意味でございますけれども、クラウドというのがインターネットの接続環境とサービス利用で運用するもので、このシステムを市役所の中にサーバーっていうのを置いて、市民情報を保有して管理しておりますけれども、それに代えて、外部のそういったデータセンターというところにメインサーバーを置いて、

専用の通信回線を介して、直接、中にあるのとやりとりじゃなくて、通信回線を介して情報を暗号化した上で、ずっと遠くにあるものを使うような形になります。

○委員長（後藤健） はい。

○委員（小松栄治） 要するに職員の労力が減ることだね、へば。かなりの手間暇がな。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○市民課長（高橋直美） 職員の労力につきましては今までは毎日、更新作業っていいですか、バックアップ取っていました。それが、あちらに置くことによりまして、メインサーバーとバックアップサーバーというのが別の建物にあるんですけれども、随時つながっていつでも新しい情報が更新されて、自動的にしますので、職員の方は毎日サーバー室に行って処理しなくてもいいことになります。

○委員（小松栄治） はい、オッケオッケ。はい、理解しました。

○委員長（後藤健） 他に、質疑のある方。はい、金谷委員。

○委員（金谷道男） あれ、そのバックアップサーバーは庁舎内さあるごど。

○市民課長（高橋直美） はい、今は庁舎内に、メインサーバーというのがあります。

朝一、毎日処理して、一日に一回だけですので、何か障害が発生した場合は一日前に戻してまたちょっとやり直しということになりますけれども、そうすればシステム停止になります。今度からはそういったことが無く、できるようになるということになります。

○委員（金谷道男） バックアップサーバーは、こんだ庁舎にある。

○市民課長（高橋直美） 今度のは庁舎でなくて、別のデータセンターで、別の建物であるような形になります。

○委員長（後藤健） よろしいですか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） データセンターというのは、いわゆる、これを運営している企業、会社というのはどういうところなのかということと、だいたいそういう企業が統括、収納できる、扱える自治体の数、っていうふうなのは相当の数を受け持つことのできるサーバーになっているのかということ。私たちは一番そういうセキュリティの関係で、今よりもなおがちり守られるというふうな保証がなければ心配なところなんです、その点いかがでしょうか。

○委員長（後藤健） はい。市民課長、はい。

○市民課長（高橋直美） 今現在、まず使っているシステムですけれども、全国シェア7

割、というところで、国とも連携してシステム開発しております。そちらの方で、管理しているデータを想定しているだけでございます。

○委員長（後藤健） はい、どうぞ。

○委員（佐藤文子） 全国シェア7割ももっているデータセンターって、これの経営する会社、それはなんていう所。会社なんですか、これは。データセンターを運営しているのは。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○市民課長（高橋直美） データセンターにつきましては、それこそ個人情報、銀行さんとかいろいろ使われておりますので、公にされていない状態になっておりまして、私も教えていただくことはできない状態になっております。

○委員長（後藤健） よろしいですか。はい、他に。挽野委員。

○副委員長（挽野利恵） 現行、掛かっているコストと、システムになったときのコストとはどのぐらい違いますか。年ベースで良いです。

○委員長（後藤健） 課長。

○市民課長（高橋直美） システム構築の部分もございますので、5年スパンで計算しますと、イニシャルコストといいますか、導入経費の方で計算しますと、クラウド化した方が5年間で、1,241万円安くなります。ただですね、ランニングコストの方が高くなりますので、月々の利用料が高くなりますので、まず、クラウドの方で1,188万程掛かりますので、クラウドの方が、まずざっと見積もって53万円、5年間ではそれくらい安いんですが、また再度更新するとなれば、そこでまたシステム更新費用というのが、今度はサーバーがこちらにありますので、そういった面で、10年間で今度考えますと、イニシャルコストの方が3,311万安くなりまして、ランニングコストが2,376万程高くなりますので、トータルで考えますと、10年間だと、935万円の減額という形になります。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。他に。はい、古谷委員。

○委員（古谷武美） まあ、外に、外部にクラウドで出すことなんですけれども、これまで使っていた、今使っているサーバー。それきちっと処理しないととんでもないことだと思ってしまうんですけれども、そこらへんどのように考えていますか。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○市民課長（高橋直美） そこらへんにつきましては、やはり個人情報でありますので、

こちらの方もきちんと目を通しまして、廃棄というか、そういったことで使われなくすることになりますので、そこは。

○委員長（後藤健） はい、古谷委員。

○委員（古谷武美） 当然あの、使えなくってというのは、データをきちっと、燃やしちゃうわけではいけないでしょうけども、まず無くしたりしてしまうと大変ですので、きちんとそこらへん、お願いします。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。他に質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

討論、表決についてはこの後、総務部と一括して行いたいと思います。

説明員交代のため、暫時休憩といたします。

再開は説明員入れ替え後、お願いいたします。

（休憩 午後 3 時 3 分）

（再開 午後 3 時 5 分）

○委員長（後藤健） それでは審査を再開いたします。

議案第 230 号、令和 2 年度大仙市一般会計補正予算（第 15 号）を再び議題といたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（討論する者なし）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。ここで、当局職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

再開は入れ替え後、お願いいたします。

（休憩 午後 3 時 8 分）

（再開 午後 3 時 9 分）

○委員長（後藤健） それでは、審査を再開します。

次に、陳情第48号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書を議題といたします。本件に関して、ご意見、ご質問のある方、お願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 公共施設の敷地内での全面禁煙ということと、それから、屋外っていつでも屋上だとか、建物の後ろなどでの特定喫煙所の設置は認められているとか、それから、不特定多数の集まる、そういう施設での屋外での喫煙所の設置というようなものができるというようなことを設定してある、県の情報もあるもんですから、この公共福祉施設あるいは児童福祉施設等での全面敷地内禁煙というようなことと陳情者の要望が受け入れられるようないわゆる原則という取り扱い、そして見ることができるのかどうか、そのへんちょっと参考までにお聞かせ願えればと思います。

○委員長（後藤健） はい、総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 佐藤文子議員のご質問にお答え申し上げます。この喫煙所につきましては、従来から色々議論があって、まずあの、公共施設の中にはまず喫煙所を設けないということで、市の方ではこれに従って、今、公共施設の中には喫煙所を設けておりません。議員おっしゃるとおり、不特定多数がある場所、例えば市民会館だとか、公民館だとか、例えば屋外でいえば、野球場だとか、そういう所については、きっちり他の方が受動喫煙しないような囲いを設けて作ることは可能ですよということをうたっているんですけども、ただ大仙市としては、確かこれ、はっきりはしないですけども、全ての公共施設の敷地内において禁煙にすると、そういう事で進めたはずですが、だからまず、公共施設の敷地内では喫煙はしないということを原則として進めたはずですが、確実にではありませんので、そここのところは確認をさせていただきたいと思えます。

○委員（佐藤文子） いや。迷います。ということは、これは市ではそういうふうにながちりと決めましたけれども、原則としては、そういう屋外でのちゃんときっちりとした喫煙所を設けることができる旨の、一応、受動喫煙対策というようなものができるということ、法的にはそういう理解で良いのですか。もしそうだとすれば、今、秋田県や市ではそういうふうなやっってるから、ここではなんとかたばこ税を活用した喫煙所を設けてほしい、というふうな陳情でしょ。そして国に対しても、全国の自治体等でのお願いしたいという陳情だから、その分明確にやらないと、この人の陳情も分かりま

す。現に、敷地内全面禁煙になってから、かえって桜の下に来てパカパカやったりね。実にこの、かわいそうっちゅうか、みだぐないっちゅうか。そういうふうな現状ですよ。

- 委員長（後藤健） はい、部長。
- 総務部長（舛谷祐幸） そこらへん、確認に行っていますので。
- 委員長（後藤健） 暫時休憩しますか、へば。

（休憩 午後 3 時 2 0 分）

（再開 午後 3 時 2 7 分）

- 委員長（後藤健） それでは、審査を再開します。

佐藤委員の質問につき答弁を、総務部長お願いします。

- 総務部長（舛谷祐幸） 何回も、二転三転したりしてすみませんでした。

まずあの、市としましては、国の法律それから県の条例を踏まえまして、段階的に喫煙について場所を指定したりして、結果的には令和 2 年 4 月からは公共施設の敷地内は、全部禁煙ということにしております。今回の陳情については、公共施設に限らず、公共施設はもちろん駄目ですので、喫煙しても良い場所というのはもちろんあるわけですので、そういう場所にしっかりと、その分煙の措置を取って喫煙所を設けるといことは、行政の方で支援していくというのは、やぶさかではないと思いますので、そういうことで、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

- 委員長（後藤健） はい、いいすかな。佐藤委員。

他に、ご意見ある方。小松委員。

- 委員（小松栄治） あの、しっかりとした分煙室は設けても良いと。だって、この間の答弁の中で、小学校とかそういう公民館、いわゆる公共施設の敷地内では、絶対にこれはでぎねど。その代わり、そういった施設も撤去したはずだすおな。それをへば、良しとなれば、作るとなればよ、おがしんでないが。

- 委員長（後藤健） はい、部長。

- 総務部長（舛谷祐幸） さっきもお話ししたとおり、公共施設の敷地内には設置されません。それ以外の場所です。

- 委員長（後藤健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 以外となれば、敷地とか建物の中はいいということだから、それではこれの陳情の意味ねすべった。あるがこれ。

○総務部長（舛谷祐幸） 例えば、どこどこ商店街の方々が、ちゃんとそこは喫煙できますということで施設を設ける、それに対して我々行政が支援していくということは、これは良いと思います。ただ、公共施設の敷地内、これは駄目ですから。

○委員長（後藤健） いいすか、小松委員。

他にこう意見、最終的に採択・不採択ということになりますけれども、委員の皆さんからご意見ありますか。

今、継続審査という意見が出ましたけれども。

ああ、すみません。渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 継続するんた案件でもねえんた。まずよ、病気なってお医者さん行けば、まずたばこはやめなさいって言われるべ。たばこ吸う人も、医者がつて言われればスパンとやめるし、それを公共施設はねぐして、この相手は、後は今言った商店街の方でやるってばそれは良いったって、この相手はそういった、また公共施設の方に作りなさい、作ってくださいといった、これについては、俺は、採択の方がいいなでは。

○委員長（後藤健） はい、総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） これ行政が作るっていうのは、これは駄目だと思います。ただ、民間の人方が主導して作ることに對して、我々行政が支援をするという、そういう事だとしたら、まあオーケーなのかなということですので。今、渡邊委員がおっしゃったとおり、行政が喫煙所を作るっていうのは今の時代にそぐわないことですので。

○委員長（後藤健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） この、説明欄については二つの項目で、やっぱり今、渡邊さん言ったとおりの口だすおな。公共施設の喫煙場所について、ひとつ強く求めますって書いてるがら、後のいらねごどのごどは、話ねがったごとにしてければ我々さ。これのごどについでだけしゃべってければいいんだな。

いわゆる、公共喫煙場所等の整備に関して、地方たばこ税の一部を利用、活用した喫煙場所の整備を強く求めます。部長、あんたの場合は、商店街から求められた場合は市の方でやってぐど。これどは関連さねものな。

（雑談あり）

○委員長（後藤健） はい、すみません。暫時休憩して。

あの、今の議論は続くども、まずは継続審査って出た場合、継続審査諮ることになってるんで、今再開したらまず継続審査、諮るっす。

(休憩 午後 3 時 3 2 分)

(再開 午後 3 時 3 6 分)

○委員長（後藤健） 審査を再開いたしまして、先ほど継続審査を求める声がありましたので、はじめに継続審査についてお諮りしたいと思います。

本件は、継続審査とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手 5 人)

○委員長（後藤健） 挙手多数であります。よって本件は、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、閉会中の継続審査、調査の申し出に係る事件についてを議題といたします。

お諮りいたします。所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査（調査）の申し出をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、そのように決しました。

以上をもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後 3 時 3 8 分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和3年 月 日

総務民生常任委員会委員長 後 藤 健